長浜市告示第153号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のと おり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び長浜市財務規則(平成18年長浜市規 則第35号)第42条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

指定納付受託者の名称及び	アマノ株式会社 パーキング事業本部長 前川 龍男
事務所の所在地	神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
指定をした日	令和7年4月1日
指定納付受託者に指定した 期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
指定納付受託者に納付させ ることができる歳入の種類	アマノ株式会社が提供するクレジット決済、電子マネー決済及びコード決済を利用して納付する長浜市豊公 園駐車場使用料